

医療訴訟について

医療安全ニュースは事故を起こさないための情報を中心に掲載し発行していますが、第2号では医療訴訟に関するデータを紹介します。

ところで、医療訴訟って何なのでしょう？ 医療訴訟（医事関係訴訟）とは医療行為が問題となっている民事事件のことをいいます。患者さん又はそのご家族（原告）が、医療機関（被告）に対して、特定の医療行為によって被った損害の賠償を求めるといふ、損害賠償請求事件です。

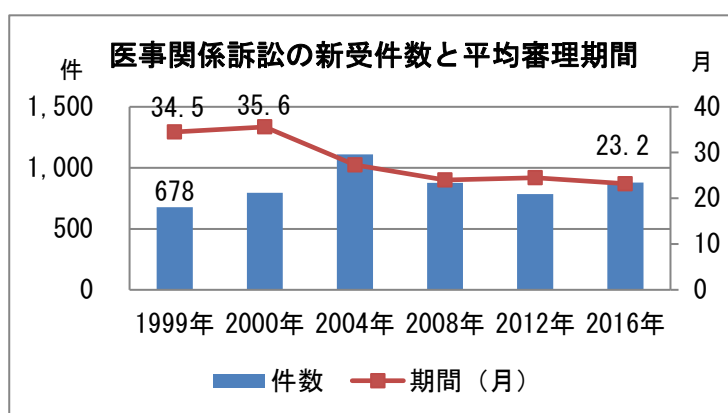
不幸にも事故が発生した場合には、患者さんやご家族との話し合いで解決できることが望ましいのですが、すべてが話し合いで解決できるわけではないようです。（グラフは最高裁判所公表資料-2016年は速報値）

<医事関係訴訟の新受件数と平均審理期間>

1999年に大きな医療事故が立て続けに報道されてから医療訴訟の新受件数は増加し、2004年のピーク時は1,110件にもなりました。その後は減少傾向に転じ2008年以降は870件台から780件台で推移しています。

審理期間に関する2000年の統計では、民事事件全体の平均審理期間は10ヶ月程度に対して、医療訴訟は約3年（35.6ヶ月）かかっていました。その理由には、医療訴訟は専門性が高いことや他の事件とは特徴が異なることなどが挙げられています。

2001年以降、東京・大阪・名古屋など大都市圏にある10の地方裁判所に医療集中部が設けられたことやその他の理由で、2016年には審理期間が約2年（23.2ヶ月）に短縮されています。しかしながら、集中部のある裁判所とない裁判所では設備面などを始めいろいろと違いがある（あった）ようです。

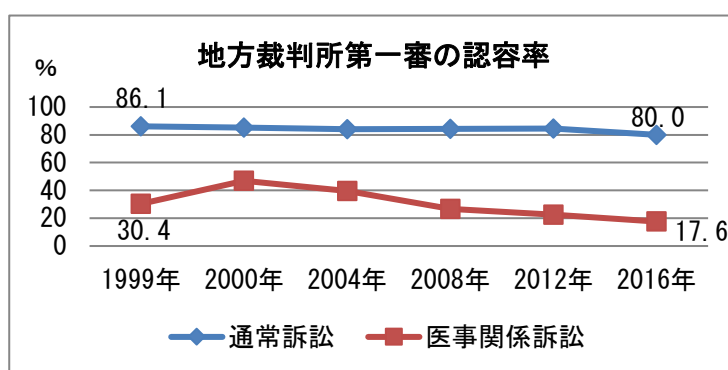


<地方裁判所第一審の認容率>

地方裁判所における通常訴訟においては8割が原告の訴えを認める判決となっていますが、医療訴訟においては2割にも達していません。このことから医療関係の争いは患者さん側（原告）にとって難しいことが伺えます。

ところで訴訟においてはカルテが最も重要な証拠の一つになります。例えば「〇〇注射をした」と言っても、カルテに「〇〇注射をした」と記載がなければ、「〇〇注射をした」ことを証明することが難しく、ときには証明できないかもしれません。訴訟で証明できないということは・・・。決して訴訟のためにカルテ記載をするわけではありませんが、カルテ記載は漏れのないようにお願いします。

※認容（原告の訴えを認めること）率とは、判決総数に対して認容件数の占める割合であり、認容には一部認容（訴えの一部でも認められたもの）も含まれています。



医療安全管理室には、「訴訟・トラブルに強い、カルテ・看護記録の書き方」（日総研）という書籍があります。興味のある方には貸し出し可能ですので、ご連絡ください。